理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人厚狭法人会(以下「この法人」という。)の定款第21条の 規定に基づき、理事の職務権限を定め、効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長及び執行理事たる副会長 をいう。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(会長)

- 第4条 会長の職務権限は、次のとおりとする。
- (1)代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2)理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3)毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

- 第5条 副会長の職務権限は、次のとおりとする
- 1 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 2 毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

3 副会長は、第1項に掲げる職務権限に加え、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。ただし、会長の代表権に係る職務権限を除く。

-2-

(代行順序の決定)

第5条前条第3項に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 補則

(細則)

第6条この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別 に定めることができる。

(改廃)

第7条この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人厚狭法人会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する

「別表」

理事の職務権限

	決 裁 権 者								
決裁事項		副 会 長							
	会長	総務担当	税制担当	広報担当	組織担当	厚生担当	研修担当	青年担当	女性担当
事業計画及び予算案の作成に関する事項	0								
事業報告及び決算案の作成に関する事項	0								
人事及び給与制度の立案に関する事項	0								
役職員の採用に関する事項	0								
役職員の昇任・異動に関する事項	0								
重要な契約の締結・変更・解除に関する事項	0								
重要な財産管理に関する事項	0								
重大な訴訟行為に関する事項	0								
役職員の国内出張に関する事項	0								
会費に関する事項	0								
外部に対する文書発簡に関する事項	0								
社会貢献活動に関する事項		0							
税制改正提言に関する事項			0						
機関誌の編集企画及び発行に関する事項				0					
会員組織に関する事項					0				
福利厚生事業に関する事項						0			
税等に関する研修活動の企画実施に関する事項							0		
青年部会に関する事項								0	
女性部会に関する事項									0